# 教職員互助会の医療補助金の変更について

公立学校共済組合の附加給付の見直しに伴い、平成26年2月の診療分から、医療補助金の基礎控除額を10,000円から12,000円に引き上げます。

## 会員及び会員の被扶養者対象

医療費×3/10 — 公立学校共済組合等一部負担金払戻金相当額※注1 — 基礎控除額12,000円

(100円未満切捨て)

※注1:被扶養者の場合は家族療養費附加金相当額

### 【例】・・・自己負担額が60,000円(3割負担)の場合

自己負担額 60,000円(3割)

7割

現行……互助会基礎控除10,000円で、共済基礎控除20,000円までの間を給付

最終自己負担 10,000円

互助会給付 最大10,000円

共済一部負担金払戻金40,000円

#### 改正後 互助会基礎控除12,000円で、共済基礎控除25,000円までの間を給付

最終自己負担 12.000円 互助会給付 最大13.000円

共済一部負担金払戻金35,000円

※公立学校共済組合の組合員証で受診することにより自動給付となっておりますので、請求手続きの必要はありません。(公立学校共済組合員以外の会員の方は、請求手続きが必要です。) 他から補填のあるときは給付しません。

# 年金見込額等のお知らせ

# ~今年度中に59歳になる組合員の方へ~

今年度中に59歳になられる組合員の方に、「年金見込額等のお知らせ」を平成26年3月頃、対象者のご自宅宛に送付します。

#### お知らせ内容

- ・退職共済年金の見込み額
- ·組合員期間

### 送付対象者

・昭和29年4月2日~昭和30年4月1日生まれの方



